

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年8月29日
【会計年度（又は事業年度）】	自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日
【発行者の名称】	中米経済統合銀行 (Central American Bank for Economic Integration)
【代表者の役職氏名】	ニック・リッシュビート (Nick Rischbieth) 総裁 (Executive President)
【事務連絡者氏名】	弁護士 多 賀 大 輔 同 井 上 貴 美 子 同 佐 賀 洋 之
【住所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03-6775-1000
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。

1【有価証券報告書の訂正報告書の訂正理由】

平成30年6月28日付をもって提出した有価証券報告書の記載事項の一部に記述を変更すべき箇所がございますので、関係事項を下記のとおり訂正するものであります。

2【訂正事項】

表紙

第3 発行者の概況

3 発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合

- (1) 設立
- (2) 資本構成
- (3) 組織
- (4) 業務の概況
- (5) 経理の状況

3【訂正箇所】

訂正を要する箇所および訂正した箇所は、下線で示しております（なお、当初提出した有価証券報告書において付されていた下線は、訂正箇所の明示のため、本有価証券報告書の訂正報告書においては表示していません。）。

第3【発行者の概況】

3【発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合】

(1)【設立】

<訂正前>

<前 略>

最近の動向

評議会は、CABEIの地域外加盟国・地域としてのキューバ及び韓国の加盟申請を承認した。キューバ及び韓国の加盟時期は、加盟要件を満たしていることを条件としている。

<訂正後>

<前 略>

最近の動向

評議会は、CABEIの地域外加盟国・地域としてのキューバ及び韓国の加盟申請を承認した。キューバ及び韓国の加盟は、加盟要件を満たしていることを条件としている。

(2)【資本構成】

<訂正前>

<前 略>

資本構造

()概要

<中 略>

以下の表は、2018年5月18日現在、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・グループ（以下「S&P」という。）及びフィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」という。）により加盟国・地域に対して付与された外貨建長期格付けを記載している。格付けは、有価証券の購入、売却又は保有を推奨するものでなく、格付機関により予告なくいつでも改定し又は撤回される可能性がある。各格付けは、他の格付けと別個に評価されるべきである。

<後 略>

<訂正後>

<前 略>

資本構造

()概要

< 中 略 >

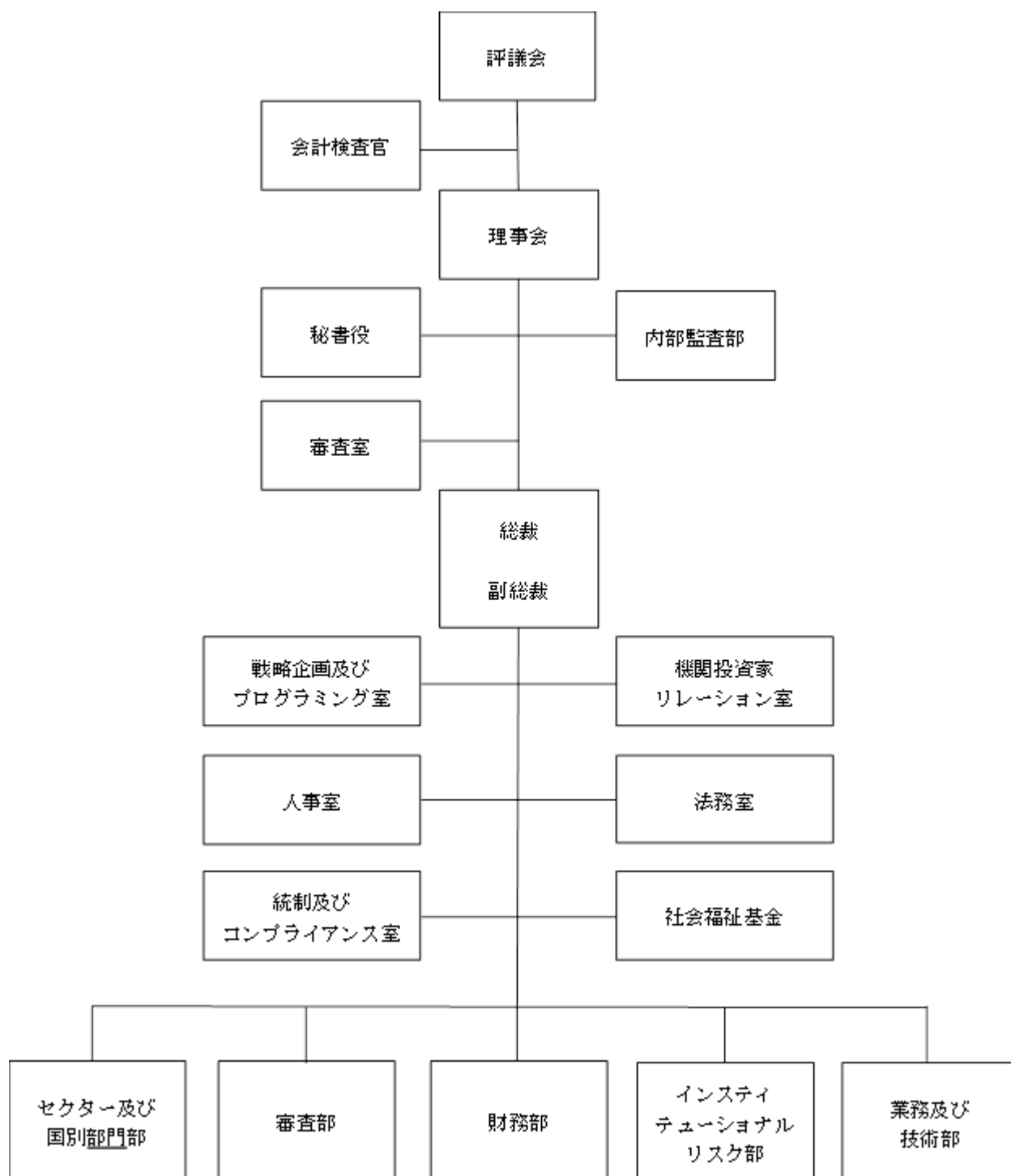
以下の表は、2018年5月18日現在、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」という。）、S&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）及びフィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」という。）により加盟国・地域に対して付与された外貨建長期格付けを記載している。格付けは、有価証券の購入、売却又は保有を推奨するものでなく、格付機関により予告なくいつでも改定し又は撤回される可能性がある。各格付けは、他の格付けと別個に評価されるべきである。

< 後 略 >

(3)【組織】

< 訂正前 >

以下の図は、本書日付現在のCABEIの組織構造の概要を示したものである。



< 中 略 >

経営陣

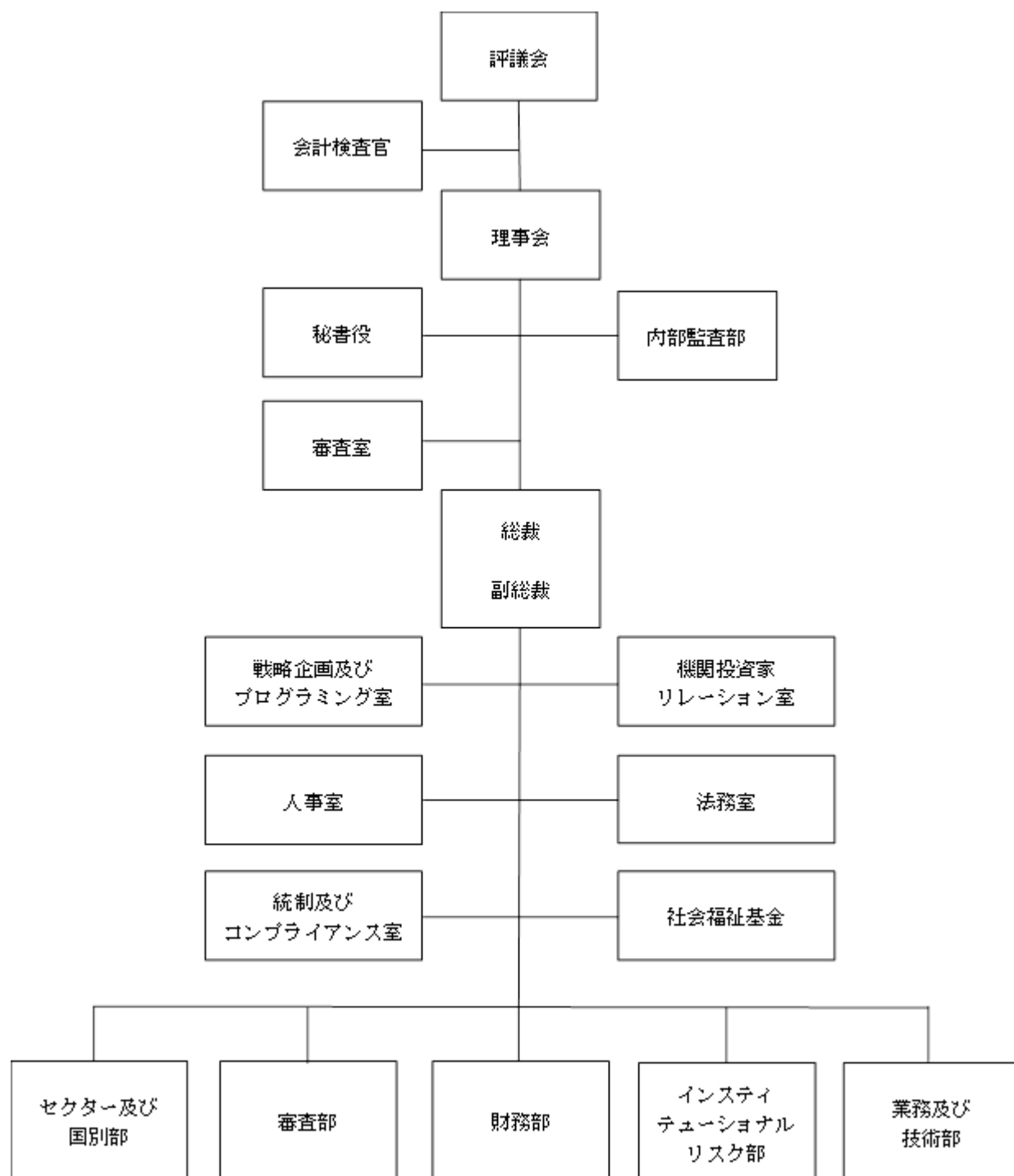
< 中 略 >

基本協定第15条に従い、理事会は、CABEIの運営上、財務部、セクター及び国別部門部、審査部、インスティテューショナルリスク部並びに業務及び技術部の5つの部を設置した。各部は、理事会の承認を前提として、総裁により任命される部長が現在指揮を執っており、又は今後指揮を執る予定である。

< 後 略 >

< 訂正後 >

以下の図は、本書日付現在のCABEIの組織構造の概要を示したものである。



< 中 略 >

経営陣

< 中 略 >

基本協定第15条に従い、理事会は、CABEIの運営上、財務部、セクター及び国別部、審査部、インスティテューショナルリスク部並びに業務及び技術部の5つの部を設置した。各部は、理事会の承認を前提として、総裁により任命される部長が現在指揮を執っており、又は今後指揮を執る予定である。

< 後 略 >

(4)【業務の概況】

< 訂正前 >

主要な財務情報

< 中 略 >

要約損益計算書

	12月31日に終了した事業年度		
	2017年	2016年	2015年
	(単位：千円ドル)		
金融収益			
公共部門貸付金	283,608	260,891	234,531
民間部門貸付金	69,534	69,722	74,280
市場性有価証券 ⁽¹⁾	23,011	18,443	10,836
銀行預金	25,335	10,958	3,650
金融収益合計	401,488	360,014	323,297
金融費用			
借入金 ⁽²⁾	29,301	24,195	21,158
債券	118,392	95,742	64,458
コマーシャル・ペーパー・プログラム	1,258	732	1,812
譲渡性預金及び投資証券	13,960	7,678	3,529
金融費用合計	162,911	128,347	90,957
金融収益 - 純額	238,577	231,667	232,340
貸倒引当金繰入額	98,747	26,858	8,381
偶発債務に係る損失引当金繰入（戻入）額及び投資前調査	(1,374)	1,129	156
信用損失引当金繰入額合計	97,373	27,987	8,537
信用損失引当金繰入額控除後の金融収益 - 純額	141,204	203,680	223,803
その他の営業利益（費用）			
金融サービス及びその他の手数料	7,760	1,862	2,208
監視及び管理手数料	975	1,011	827
持分投資による配当金	0	118	0
売却可能有価証券に係る実現利益（損失）	0	13	(2,920)
貸付金売却益	0	0	141
持分投資に係る純利益（損失）	316	1,478	(426)
担保権実行資産に係る純損失	0	(1,727)	(762)
為替純利益（損失）	170	(557)	(1,153)
その他の営業利益（費用）	1,209	3,078	(2,835)
その他の営業利益（費用）合計 - 純額	10,430	5,276	(4,920)
一般管理費			
給料及び従業員給付	28,222	28,006	27,922
その他の管理費 ⁽³⁾	14,421	14,027	13,897
減価償却費	3,353	3,732	3,946
一般管理費合計	45,996	45,765	45,765

当期利益（特別拠出金及びその他の拠出金並びにデリバティブ金融商品及び債務評価額控除前）	105,638	163,191	173,118
特別拠出金及びその他の拠出金 ⁽⁴⁾	(10,119)	(11,724)	(25,389)
当期利益（デリバティブ金融商品及び債務評価額控除前）	95,519	151,467	147,729
デリバティブ金融商品及び債務評価額 ⁽⁵⁾	(11,729)	(18,423)	11,790
当期純利益	83,790	133,044	159,519

- (1) 投資ファンドに係る実現利益を含む。
- (2) CABIは国際的な商業銀行及びその他の開発銀行からの借入金及び信用枠を受ける可能性がある。2017年12月31日現在、CABIは合計1,428百万米ドルの国際的な商業銀行、開発銀行及び機関からの利用可能な長期及び短期のコミットメント型貸付信用供与枠及び非コミットメント型貸付信用供与枠を得ており、このうち約1,379百万米ドルが非コミットメント型であった。また、CABIは、最大500百万米ドルの有効なグローバル・コマーシャル・ペーパー・プログラムを有しており、200百万米ドルの地域コマーシャル・ペーパー・プログラムの承認を得ている。
- (3) その他の費用は、その他の管理費の項目内の一般管理費に含められている。
- (4) 特別拠出金は、民間部門及び公共部門の機関に付与される金額で、かかる拠出がなされた期間の費用として計上される。1999年10月29日、CABIの評議会は、中米社会開発特別基金(FETS)の設立を承認した。FETSは、譲許的条件での貸付けを行うためにCABIによって設立された。FETSの資産、負債、収益及び費用はCABIの貸借対照表及び損益計算書に含まれていない。2015年度中、CABIはFETSに13.345百万米ドルを拠出した。2017年度及び2016年度中、CABIはFETSに拠出していない。
- (5) 2017年12月31日現在、CABIは会計基準更新書(ASU)第2016-01号「金融商品 - 全般：金融資産及び金融負債の認識及び測定」に規定される会計基準を採用した。当該会計基準は、金融負債において公正価値オプションが選択された場合、特定の金融商品の信用リスクに起因する公正価値の変動を、損益計算書ではなく貸借対照表のその他の包括利益（損失）の項目に別途計上しなければならないと定めている。2016年12月31日現在の比較財務諸表は、かかる会計方針の変更を遡及的に適用させるため、修正再表示された。

< 中 略 >

財政状態及び経営成績に関する経営陣による検討及び分析

() 概要

< 中 略 >

2013年12月31日から2017年12月31日までの間に、CABIの貸付金残高は複合年率約6.09%の割合で増加した。CABIのかかる期間中の公共部門向けの貸付金は複合年率約8.42%の変化率で増加した一方で、民間部門向けの貸付金は複合年率-2.83%の変化率で減少した。

< 中 略 >

() 経営成績

2017年12月31日及び2016年12月31日に終了した事業年度

< 中 略 >

貸倒引当金繰入額

CABIの貸倒引当金繰入額は、71.889百万米ドル増加し、2016年度の26.858百万米ドルから2017年度においては98.747百万米ドルとなった。かかる増加は、公共部門貸付けに対する引当金84.797百万

米ドルによるものであり、民間部門貸付けに対する引当金戻入額12.908百万米ドルによって一部相殺された。公共部門貸付けに対する引当金の増加は主に、()2017年4月のエルサルバドルの国際債務格付けの引下げによる追加引当金が77.3百万米ドル生じたこと(2017年10月の同格付けの引上げによって一部相殺された)及び()公共部門貸付ポートフォリオが483.949百万米ドル増加し、2016年度の5,220.747百万米ドルから2017年度においては5,704.696百万米ドルとなったことに起因するものである。かかる増加は、ホンジュラスの国際債務格付けの引上げによる引当金戻入額3.239百万米ドルによって一部相殺された。

< 中 略 >

()流動性及び資金源

< 中 略 >

営業活動

CABEIの営業活動による現金収入は、11.837百万米ドル(6.7%)増加し、2016年度の176.598百万米ドルから2017年度においては188.435百万米ドルとなった。この増加は主として、()信用損失引当金繰入額及び()その他の負債引当金繰入額の総額が82.734百万米ドル増加し、2016年度の15.068百万米ドルから2017年度において97.802百万米ドルとなったことに起因するものである。この増加は、()当期純利益の減少、()未払利息の純減額、()金融商品及び債務評価額に係る損失の減少、()その他の資産の純増額並びに()担保権実行資産に係る純損失の減少が2016年度の166.745百万米ドルから2017年度において96.459百万米ドルとなったことに伴う70.286百万米ドルにより一部相殺された。

投資活動

CABEIの投資活動による現金支出は、584.342百万米ドル(60.3%)減少し、2016年度の968.381百万米ドルから2017年度においては384.039百万米ドルとなった。これは主として、()売却可能有価証券の売却及び償還による手取金の増加並びに()追加証拠金及びその他純減額が2016年度の456.723百万米ドルから2017年度において1,134.055百万米ドルとなったことによる677.332百万米ドルに起因するものである。かかる減少は主に、()売却可能有価証券の買入れの増加及び()未払貸付金回収額の減少が、2016年度の443.361百万米ドルから2017年度において251.121百万米ドルとなったことに伴う192.240百万米ドルにより一部相殺された。

< 中 略 >

事業

< 中 略 >

()貸付け

CABEIは、設立加盟国の法律に基づいて設立されたか、又は設立加盟国において事業を営むことを認められた公共部門及び民間部門の借主に対して貸付けを行っている。CABEIはまた、設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域の法律に基づき設立されたか、又は設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域において事業を営むことを認められた公共部門及び民間部門の借主に対する貸付けを行うことができる。CABEIが民間部門の借主に対する貸付けを増加させるという戦略を決定した1992年より前は、CABEIの貸付けは主として公共部門の借主に対するものであった。2012年12月31日現在では、CABEIの貸付金5,483.783百万米ドルのうち、それぞれ約76%(4,161.796百万米ドル)が公共部門の借主に対する貸付けであり、及び24%(1,321.987百万米ドル)が民間部門の借主に対する貸付けであったのに対して、2017年12月31日現在、CABEIの貸付金は6,834.829百万米ドルであり、そのうち約83%(5,704.696百万米ドル)が公共部門の借主に対する貸付けであり、約17%(1,130.133百万米ドル)が民間部門の借主に対する貸付けであった。

< 中 略 >

公共部門への貸付け

< 中 略 >

政府保証のない公共（金融又は非金融）グループに対するCABEIのエクスポージャーは、CABEIの持分の22%に制限されている。政府の保有する機関又は資本構造の大半を占める政府の参加する機関への政府保証のない貸付金は、CABEIの持分の20%に制限されている。政府の保有する金融機関への政府保証のない貸付金は、CABEIの持分の12%を超えてはならない。

< 中 略 >

民間部門への貸付け

< 中 略 >

CABEIは、CABEIから中間金融機関に対する貸付けの完了時に中間金融機関に対してCABEIへ担保提供することを要求しない場合でも、貸付期間中に当該中間金融機関に対して担保を提供するよう要求する権利を留保している。CABEIは、直接的な貸付けを行っている民間部門の借主に対しては、通常、固定資産、株式、不動産又は信託基金を担保として提供するよう要求する。「()融資方針並びに融資承認手続及び管理」を参照のこと。

< 中 略 >

CABEIの中間金融機関への最大のリスク・エクスポージャーは、かかる機関についての内部の信用リスク格付及び管理体制によって決定され、CABEIからの資金供給の利用可能額は、かかる機関の利用可能な持分に基づいて上限が設定されている。民間部門顧客一つ当たりのCABEIのエクスポージャーは、CABEIの持分の5%及びCABEIの民間部門の貸付ポートフォリオの合計の10%を超えてはならない。さらに、5つの最大エクスポージャーのうちCABEIのエクスポージャーは、CABEIの民間部門の貸付ポートフォリオの合計の30%を超えてはならない。

CABEIは、民間の金融経済グループにおける持分の10%及び民間の非金融経済グループの5%にエクスポージャーを制限している。CABEIの非金融の企業顧客へのリスク・エクスポージャーは、CABEIの内部信用リスクモデルによって評価される顧客の信用度に基づいている。

民間部門貸付金のプロジェクト・ファイナンスへのCABEIの参加は、CABEIの持分及びプロジェクトの特性によって決まる。プロジェクトに投資適格出資者があり、かつ、公共部門からの支援を受けているならば、CABEIの最大エクスポージャーは、その持分の6.5%を超えてはならない。プロジェクトに投資適格出資者がいる、又は公共部門からの支援を受けているならば、CABEIはエクスポージャーをその持分の5%に制限する。民間部門貸付金のプロジェクト・ファイナンスへのCABEIの参加は、プロジェクトの投資合計の40%を超えてはならない。プロジェクトの投資合計が25.0百万米ドル以下である場合又は公共部門金利がある場合、CABEIの参加はプロジェクトの投資合計の60%に増加する可能性がある。プロジェクトにおける株主出資は、プロジェクトの投資合計の30%を下回ってはならず、株主出資の構成は、プロジェクトの信用度に左右される。

< 中 略 >

貸付金

< 中 略 >

次の表は、2017年12月31日現在の、各設立加盟国におけるCABEIの民間部門の借主上位5先を示したものである。

民間部門の上位借主

2017年12月31日現在の
エクスポージャー総額
(単位：千米ドル)

グアテマラ：

ハイドロエレクトリカ・ザクバル・エス・エー	30,103
バンク・デ・デサロージョ・ルラル	25,000
バンク・プロメリカ・エス・エー	9,905
バンク・ジー・アンド・ティー・コンチネンタル・エス・エー	5,864
フィナンシエラ・デ・オクシデンテ	4,298
小計	75,170

エルサルバドル：

フェデラシオン・デ・カハス・デ・クレディト	27,095
マルチ・インベルシオネス・バンク・コーポラティボ・デ ・ロス・トラバハトレス	8,720
バンク・プロメリカ・エス・エー	6,235
ボスフォロ・LTDA・DE・シー・ヴィー	6,122
カジャ・デ・クレディト・サンティアゴ・ノヌアルコ	4,320
小計	52,492

ホンジュラス：

エネルギー・エオリカ・デ・ホンジュラス・エス・エー	57,721
パルティシパシオーネス・チョルテカ・ドス・エス・エー	36,460
バンク・フィコーサ・エス・エー	30,780
バンク・デル・パイス・エス・エー	28,988
ホンジュラン・グリーン・パワー・コーポレーション・エス ・エー・デ・シー・ヴィー	27,961
小計	181,910

ニカラグア：

バンク・ラフィセ・バンセントロ	40,085
バンク・デ・フィナンサス・エス・エー	38,218
コンソーシオ・エオリコ・アマーヨ・エス・エー	37,991
バンク・デ・ラ・プロドゥシオン・エス・エー	26,056
サイトフル・イ・マリナ・デ・グアカリト	24,473
小計	166,823

コスタリカ：

フィデイコミソ・PROVIDHAS-CR	50,000
バンク・プロメリカ・エス・エー	29,702
コンパーニャ・インヴェルシオニスタ・ラ・ブリサ・エス・エー	27,032
バンク・インプロサ・エス・エー	14,995
アラフエラ相互グループ - 住宅貯蓄貸付	12,069
小計	133,798

パナマ：

ガス・ナチュラル・イ・アトランティコ・コスタ・ノルテ・エ ス・エー	100,000
バンク・アリアド・エス・エー	36,750
UEPペノノメ・エス・エー	27,252
ジェネラドーラ・デル・イストモ・エス・エー	25,313
バンク・ラ・ヒポテカリア・エス・エー	16,000
小計	205,315

合計	815,508
----	---------

< 中 略 >

()財務方針

< 中 略 >

流動性

CABEIは、向こう6ヵ月間の予想される現金必要額の総額以上の流動資産を保有することを方針としている。流動資産は、現金による銀行預金、有利子銀行預金及び売却可能有価証券から成り立っている。さらに、累積流動性ギャップは1年の期間で定められた各バケットにつきポジティブでなければならない。通常、CABEIは経営のための現金必要額として必要とされる設立加盟国の通貨の額以上のかかる通貨の額を保有しない。方針に従って、ALCO委員会は、国際開発金融機関の流動性状況を評価するために格付機関が各々の方法で適用する流動性比率に加え、パーゼルの枠組みで定められる基準に従ったCABEIの流動性比率（LCR（流動性カバレッジ比率））及びNSFR（安定調達比率））を監視する。

< 中 略 >

()適正自己資本及びレバレッジ

CABEIは、強固な資本基盤を保持していると考えている。CABEIの方針は、その自己資本がリスク加重資産（BIS I基準に従って定められる。）総額の35%以上であることを要求している。かかる比率は、2016年12月31日現在においては40.1%、2015年12月31日現在においては40.4%であったのに対し、2017年12月31日現在においては40.6%であった。他の多国籍機関と同様に、基本協定に従って、CABEIは配当金の支払いを行っていない。

< 後 略 >

< 訂正後 >

主要な財務情報

< 中 略 >

要約損益計算書

	12月31日に終了した事業年度		
	2017年	2016年	2015年
	(単位：千米ドル)		
金融収益			
公共部門貸付金	283,608	260,891	234,531
民間部門貸付金	69,534	69,722	74,280
市場性有価証券 ⁽¹⁾	23,011	18,443	10,836
銀行預金	25,335	10,958	3,650
金融収益合計	401,488	360,014	323,297
金融費用			
借入金 ⁽²⁾	29,301	24,195	21,158
債券	118,392	95,742	64,458
コマーシャル・ペーパー・プログラム	1,258	732	1,812
譲渡性預金及び投資証券	13,960	7,678	3,529
金融費用合計	162,911	128,347	90,957
金融収益 - 純額	238,577	231,667	232,340
貸倒引当金繰入額	98,747	26,858	8,381

偶発債務に係る損失引当金繰入（戻入）額及び投資前調査	(1,374)	1,129	156
信用損失引当金繰入額合計	97,373	27,987	8,537
信用損失引当金繰入額控除後の金融収益 - 純額	141,204	203,680	223,803
その他の営業利益（費用）			
金融サービス及びその他の手数料	7,760	1,862	2,208
監視及び管理手数料	975	1,011	827
持分投資による配当金	0	118	0
売却可能有価証券に係る実現利益（損失）	0	13	(2,920)
貸付金売却益	0	0	141
持分投資に係る純利益（損失）	316	1,478	(426)
担保権実行資産に係る純損失	0	(1,727)	(762)
為替純利益（損失）	170	(557)	(1,153)
その他の営業利益（費用）	1,209	3,078	(2,835)
その他の営業利益（費用）合計 - 純額	10,430	5,276	(4,920)
一般管理費			
給料及び従業員給付	28,222	28,006	27,922
その他の管理費 ⁽³⁾	14,421	14,027	13,897
減価償却費	3,353	3,732	3,946
一般管理費合計	45,996	45,765	45,765
当期利益（特別拠出金及びその他の拠出金並びにデリバティブ金融商品及び債務評価額控除前）	105,638	163,191	173,118
特別拠出金及びその他の拠出金 ⁽⁴⁾	(10,119)	(11,724)	(25,389)
当期利益（デリバティブ金融商品及び債務評価額控除前）	95,519	151,467	147,729
デリバティブ金融商品及び債務評価額 ⁽⁵⁾	(11,729)	(18,423)	11,790
当期純利益	83,790	133,044	159,519

(1) 投資ファンドに係る実現利益を含む。

(2) CABEIは国際的な商業銀行及びその他の開発銀行からの借入金及び信用枠を受ける可能性がある。2017年12月31日現在、CABEIは合計1,428百万米ドルの国際的な商業銀行、開発銀行及び機関からの利用可能な長期及び短期のコミットメント型貸付信用供与枠及び非コミットメント型貸付信用供与枠を得ており、このうち約1,379百万米ドルが非コミットメント型であった。また、CABEIは、最大500百万米ドルの有効なグローバル・コマーシャル・ペーパー・プログラムを有しており、200百万米ドルの地域コマーシャル・ペーパー・プログラムの承認を得ている。

(3) その他の費用は、その他の管理費の項目内の一般管理費に含まれている。

(4) 特別拠出金は、民間部門及び公共部門の機関に付与される金額で、かかる拠出がなされた期間の費用として計上される。1999年10月29日、CABEIの評議会は、中米社会開発特別基金(FETS)の設立を承認した。FETSは、譲許的条件での貸付けを行うためにCABEIによって設立された。FETSの資産、負債、収益及び費用はCABEIの貸借対照表及び損益計算書に含まれていない。2015年度中、CABEIはFETSに13.345百万米ドルを拠出した。2017年度及び2016年度中、CABEIはFETSに拠出していない。

(5) 2017年12月31日現在、CABEIは会計基準更新書(ASU)第2016-01号「金融商品 - 全般：金融資産及び金融負債の認識及び測定」に規定される会計基準を採用した。当該会計基準は、金融負債において公正価値オプションが選択された場合、特定の金融商品の信用リスクに起因する公正価値の変動を、損益計算書ではなく貸借対照表のその他の包括利益（損失）の項目に別途計上しなければ

ばならないと定めている。2016年12月31日現在の比較財務諸表は、かかる会計方針の変更を遡及的に適用させるため、修正再表示された。

< 中 略 >

財政状態及び経営成績に関する経営陣による検討及び分析

() 概要

< 中 略 >

2013年12月31日から2017年12月31日までの間に、CABEIの貸付金残高は年平均成長率約6.09%の割合で増加した。CABEIのかかる期間中の公共部門向けの貸付金は年平均成長率約8.42%の変化率で増加した一方で、民間部門向けの貸付金は年平均成長率約-2.83%の変化率で減少した。

< 中 略 >

() 経営成績

2017年12月31日及び2016年12月31日に終了した事業年度

< 中 略 >

貸倒引当金繰入額

CABEIの貸倒引当金繰入額は、71.889百万米ドル増加し、2016年度の26.858百万米ドルから2017年度においては98.747百万米ドルとなった。かかる増加は、公共部門貸付けに対する引当金の増加84.797百万米ドルによるものであり、民間部門貸付けに対する引当金戻入額の増加12.908百万米ドルによって一部相殺された。公共部門貸付けに対する引当金の増加は主に、()2017年4月のエルサルバドルの国際債務格付けの引下げによる追加引当金が77.3百万米ドル生じたこと(2017年10月の同格付けの引上げによって一部相殺された)及び()公共部門貸付ポートフォリオが483.949百万米ドル増加し、2016年度の5,220.747百万米ドルから2017年度においては5,704.696百万米ドルとなったことに起因するものである。かかる増加は、ホンジュラスの国際債務格付けの引上げによる引当金戻入額3.239百万米ドルによって一部相殺された。

< 中 略 >

() 流動性及び資金源

< 中 略 >

営業活動

CABEIの営業活動による現金収入は、11.837百万米ドル(6.7%)増加し、2016年度の176.598百万米ドルから2017年度においては188.435百万米ドルとなった。この増加は主として、()信用損失引当金繰入額及び()その他の負債純増額の総額が82.734百万米ドル増加し、2016年度の15.068百万米ドルから2017年度において97.802百万米ドルとなったことに起因するものである。この増加は、()当期純利益の減少、()未払利息の純減額、()デリバティブ金融商品及び債務評価額に係る損失の減少、()その他の資産純増減額並びに()担保権実行資産に係る純損失の減少が2016年度の166.745百万米ドルから2017年度において96.459百万米ドルとなったことに伴う70.286百万米ドルにより一部相殺された。

投資活動

CABEIの投資活動による現金支出は、584.342百万米ドル(60.3%)減少し、2016年度の968.381百万米ドルから2017年度においては384.039百万米ドルとなった。これは主として、()売却可能有価証券の売却及び償還による手取金の増加並びに()追加証拠金及びその他純減額が2016年度の456.723百万米ドルから2017年度において1,134.055百万米ドルとなったことによる677.332百万米ドルに起因するものである。かかる減少は主に、()売却可能有価証券の買入れの増加及び()貸付金回収額の減少が、

2016年度の443.361百万米ドルから2017年度において251.121百万米ドルとなったことに伴う192.240百万米ドルにより一部相殺された。

< 中 略 >

事業

< 中 略 >

()貸付け

CABEIは、設立加盟国の法律に基づいて設立されたか、又は設立加盟国において事業を営むことを認められた公共部門及び民間部門の借主に対して貸付けを行っている。CABEIはまた、設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域の法律に基づき設立されたか、又は設立加盟国でない地域内加盟国及び地域外加盟国・地域において事業を営むことを認められた公共部門及び民間部門の借主に対する貸付けを行うことができる。CABEIが民間部門の借主に対する貸付けを増加させるという戦略を決定した1992年より前は、CABEIの貸付けは主として公共部門の借主に対するものであった。2012年12月31日現在では、CABEIの貸付金5,483.783百万米ドルのうち、それぞれ約76% (4,161.796 百万米ドル) が公共部門の借主に対する貸付けであり、及び約24% (1,321.987百万米ドル) が民間部門の借主に対する貸付けであったのに対して、2017年12月31日現在、CABEIの貸付金は6,834.829百万米ドルであり、そのうち約83% (5,704.696百万米ドル) が公共部門の借主に対する貸付けであり、約17% (1,130.133百万米ドル) が民間部門の借主に対する貸付けであった。

< 中 略 >

公共部門への貸付け

< 中 略 >

政府保証のない公共（金融又は非金融）グループに対するCABEIのエクスポージャーは、CABEIの自己資本の22%に制限されている。政府の保有する機関又は資本構造の大半を占める政府の参加する機関への政府保証のない貸付金は、CABEIの自己資本の20%に制限されている。政府の保有する金融機関への政府保証のない貸付金は、CABEIの自己資本の12%を超えてはならない。

< 中 略 >

民間部門への貸付け

< 中 略 >

CABEIは、CABEIから中間金融機関に対する貸付けの実行時に中間金融機関に対してCABEIへ担保提供することを要求しない場合でも、貸付期間中に当該中間金融機関に対して担保を提供するよう要求する権利を留保している。CABEIは、直接的な貸付けを行っている民間部門の借主に対しては、通常、固定資産、株式、不動産又は信託基金を担保として提供するよう要求する。「()融資方針並びに融資承認手続及び管理」を参照のこと。

< 中 略 >

CABEIの中間金融機関への最大のリスク・エクスポージャーは、かかる機関についての内部の信用リスク格付及び管理体制によって決定され、CABEIからの資金供給の利用可能額は、かかる機関の利用可能な自己資本に基づいて上限が設定されている。民間部門顧客一つ当たりのCABEIのエクスポージャーは、CABEIの自己資本の5%及びCABEIの民間部門の貸付ポートフォリオの合計の10%を超えてはならない。さらに、CABEIの上位5つの合計エクスポージャーは、CABEIの民間部門の貸付ポートフォリオの合計の30%を超えてはならない。

CABEIは、民間の金融経済グループ及び民間の非金融経済グループにおけるエクスポージャーをそれぞれ自己資本の10%及び5%に制限している。CABEIの非金融の法人顧客へのリスク・エクスポージャーは、CABEIの内部信用リスクモデルによって評価される顧客の信用度に基づいている。

民間部門貸付金のプロジェクト・ファイナンスへのCABEIの参加は、CABEIの自己資本及びプロジェクトの特性によって決まる。プロジェクトに投資適格出資者がおり、かつ、公共部門からの支援を受けているならば、CABEIの最大エクスポージャーは、その自己資本の6.5%を超えてはならない。プロジェクトに投資適格出資者がいる、又は公共部門からの支援を受けているならば、CABEIはエクスポージャーをその自己資本の5%に制限する。民間部門貸付金のプロジェクト・ファイナンスへのCABEIの参加は、プロジェクトの投資合計の40%を超えてはならない。プロジェクトの投資合計が25.0百万米ドル以下である場合又は公共部門からの支援がある場合、CABEIの参加はプロジェクトの投資合計の60%に増加する可能性がある。プロジェクトにおける株主出資は、プロジェクトの投資合計の30%を下回ってはならず、株主出資の構成は、プロジェクトの信用度に左右される。

< 中 略 >

貸付金

< 中 略 >

次の表は、2017年12月31日現在の、各設立加盟国におけるCABEIの民間部門の借主上位5先を示したものである。

民間部門の上位借主

	2017年12月31日現在の エクスポージャー総額 (単位：千米ドル)
グアテマラ：	
ハイドロエレクトリカ・ザクバル・エス・エー	30,103
バンコ・デ・デサロージョ・ルラル	25,000
バンコ・プロメリカ・エス・エー	9,905
バンコ・ジー・アンド・ティー・コンチネンタル・エス・エー	5,864
フィナンシエラ・デ・オクシデンテ	4,298
小計	75,170
エルサルバドル：	
フェデラシオン・デ・カハス・デ・クレディト	27,095
マルチ・インベルシオネス・バンコ・コーポラティボ・デ ・ロス・トラバハトレス	8,720
バンコ・プロメリカ・エス・エー	6,235
ボスフォロ・LTDA・DE・シー・ヴィー	6,122
カジャ・デ・クレディト・サンティアゴ・ノヌアルコ	4,320
小計	52,492
ホンジュラス：	
エネルギー・エオリカ・デ・ホンジュラス・エス・エー	57,721
パルティシパシオーネス・チョルテカ・ドス・エス・エー	36,460
バンコ・フィコーサ・エス・エー	30,780
バンコ・デル・パイス・エス・エー	28,988
ホンジュラン・グリーン・パワー・コーポレーション・エス ・エー・デ・シー・ヴィー	27,961
小計	181,910
ニカラグア：	
バンコ・ラフィセ・バンセントロ	40,085
バンコ・デ・フィナンサス・エス・エー	38,218
コンソーシオ・エオリコ・アマーヨ・エス・エー	37,991

バンコ・デ・ラ・プロダクション・エス・エー	26,056
サイトフル・イ・マリナ・デ・グアカリト	24,473
小計	166,823
コスタリカ：	
フィデイコミソ・PROVIDHAS-CR	50,000
バンコ・プロメリカ・エス・エー	29,702
コンパーニャ・インヴェルシオニスタ・ラ・プリサ・エス・エー	27,032
バンコ・インプロサ・エス・エー	14,995
アラフエラ相互グループ - 住宅貯蓄貸付	12,069
小計	133,798
パナマ：	
ガス・ナチュラル・アトランティコ・ <u>アンド</u> ・コスタ・ノルテ・ LNG・ターミナル	100,000
バンコ・アリアド・エス・エー	36,750
UEPペノノメ・エス・エー	27,252
ジェネラドーラ・デル・イストモ・エス・エー	25,313
バンコ・ラ・ヒポテカリア・エス・エー	16,000
小計	205,315
合計	815,508

< 中 略 >

()財務方針

< 中 略 >

流動性

CABEIは、向こう6ヵ月間の予想される現金必要額の総額以上の流動資産を保有することを方針としている。流動資産は、現金による銀行預金、有利子銀行預金及び売却可能有価証券から成り立っている。さらに、累積流動性ギャップは1年の期間で各時点においてプラスでなければならない。通常、CABEIは経営のための現金必要額として必要とされる設立加盟国の通貨の額以上のかかる通貨の額を保有しない。方針に従って、ALCO委員会は、国際開発金融機関の流動性状況を評価するために格付機関が各々の方法で適用する流動性比率に加え、パーゼルの枠組みで定められる基準に従ったCABEIの流動性比率（LCR（流動性カバレッジ比率）及びNSFR（安定調達比率））を監視する。

< 中 略 >

()適正自己資本及びレバレッジ

CABEIは、強固な資本基盤を保持していると考えている。CABEIの方針は、その自己資本がリスク加重資産（パーゼルⅠに従って定められる。）総額の35%以上であることを要求している。かかる比率は、2016年12月31日現在においては40.1%、2015年12月31日現在においては40.4%であったのに対し、2017年12月31日現在においては40.6%であった。他の多国籍機関と同様に、基本協定に従って、CABEIは配当金の支払いを行っていない。

< 後 略 >

(5)【経理の状況】

< 訂正前 >

< 前 略 >

中米経済統合銀行 財務書類に対する注記

< 中 略 >

(2)重要な会計方針の概要

< 中 略 >

(f)貸付金及び貸倒引当金

< 中 略 >

公共部門

公共部門への貸付けは、加盟国・地域の政府、加盟国・地域の地方又は地方自治体の行政機関、公的機関、資本構成において直接的又は間接的に国又はその他公共団体の株式の参加率が過半数を占める団体、機関及び／又は企業、並びに国が経済的に所有又は管理している、又はプロジェクトの金融収支を確保するため直接かつ法的強制力のある金融コミットメントを国が行う、公益プロジェクトを展開する団体に対して行われる。

< 中 略 >

連帯政府保証が付される公共部門に関して、当行は、国際的な信用格付機関（S&P、フィッチ及びムーディーズ）により付与されたそれぞれのカントリー・リスク格付け、国際的な信用格付機関によって提供される債務不履行の可能性に関する入手可能な市場情報、それぞれの事業の有効期限（平均年限）並びにかかる事業に対する政府保証の有無に従って、信用リスクに対するエクスポージャーの性質及びレベルを決定する。

< 中 略 >

民間部門

民間部門への貸付けは、主として、加盟国・地域の借主並びに資本構成において直接的又は間接的に民間部門の株式の参加率が過半数を占める団体、機関及び／又は企業に対して行われる。これらの貸付けにおいて、CABEIは、適切と考える保証（抵当権、担保、キャッシュフローの譲渡、信託財産、銀行保証及びクレジット・デフォルト・スワップ等）を取得する。

< 中 略 >

不良債権のリストラチャリング（TDRs）

条件緩和債権は、借主の悪化する財務状況と同様のリスクを伴う新規の貸付けのために当行が受け入れるであろう条件を下回る条件を規定するように、その当初の契約条件が修正された減損貸付金である。貸付けの契約条件に対する修正には、金利の引き下げ、元本の削減、分割払金の猶予、貸付期間の延長及び経済的損失可能性を最小限にするためのその他の修正等の譲歩が含まれる可能性がある。

条件緩和債権は、修正の時点では一般的に未収利息不計上とされる。

借主が条件緩和債権の新条件を合理的な期間遵守し、条件緩和債権の貸付残高が回収可能であると考えられた場合に、条件緩和債権を発生主義に戻すことができる。

< 中 略 >

(h)固定資産

< 中 略 >

当行は、定額法に基づき、土地を除く固定資産の減価償却を行い、以下のとおり耐用年数を見積っている。

< 中 略 >

(3)公正価値及び公正価値オプション

< 中 略 >

() レベル3に分類された公正価値の変動

以下の表は、2017年12月31日及び2016年12月31日に終了した事業年度における当行が公正価値の階層のレベル3に分類した金融商品の測定の増減（公正価値の変動を含む。）を示している。商品がレベル3に分類される場合、当該決定は、公正価値合計の決定における観察不能な仮定の重要性に基づく。

< 中 略 >

(7)貸付金

< 中 略 >

2017年12月31日及び2016年12月31日現在における経済活動分野別の貸付金の詳細は、以下のとおりである。

	2017年	(単位：千米ドル) 2016年
建設	2,463,427	2,405,998
電力、ガス、蒸気及び空調供給	1,938,671	1,710,607
複合業種	870,695	921,727
金融及び保険事業	353,685	390,822
卸売業及び小売業	297,694	127,241
医療及び社会支援	212,657	205,366
水道業並びに下水処理、廃棄物		
管理及び汚染除去	173,621	150,121
農業、牧畜業、林業及び漁業	134,381	113,439
情報及び通信	84,731	104,444
専門的、科学的及び技術的事業	76,322	73,396
製造業	75,455	99,199
宿泊業及び飲食事業	41,082	43,576
運輸及び倉庫	38,393	43,735
不動産	24,436	30,287
教育	25,667	26,103
芸術、エンターテインメント及		
びレクリエーション事業	13,634	16,115
行政サービス及び支援事業	7,707	10,936
行政及び社会保障計画	2,571	0
その他事業	0	9
	<u>6,834,829</u>	<u>6,473,121</u>

< 中 略 >

以下の表は、2017年12月31日及び2016年12月31日現在における民間部門に対する減損貸付金を示したものである。

(単位：千米ドル)						
2017年						
減損貸付金	投資簿価	未払元本 残高	関連する 引当金	同年度の 平均投資 簿価	減損貸付金 に対する 累積利息	減損貸付金 に対する 回収済利息
貸倒引当金が存在 するもの						
グアテマラ	2,451	0	37	5,662	1	444
コスタリカ	1,184	0	399	1,473	1	105
パナマ	25,041	0	4,468	25,437	77	669
	<u>28,676</u>	<u>0</u>	<u>4,904</u>	<u>32,572</u>	<u>79</u>	<u>1,218</u>
発生主義貸出金に 分類された減損貸 付金						
	<u>28,676</u>	<u>0</u>	<u>4,904</u>	<u>32,572</u>	<u>79</u>	<u>1,218</u>

(単位：千米ドル)						
2016年						
減損貸付金	投資簿価	未払元本 残高	関連する 引当金	同年度の 平均投資 簿価	減損貸付金 に対する 累積利息	減損貸付金 に対する 回収済利息
貸倒引当金が存在 するもの						
グアテマラ	9,517	0	161	14,976	16	1,122
ホンジュラス	143	0	143	221	3	34
コスタリカ	1,405	238	914	1,448	118	42
パナマ	25,310	0	5,981	24,791	45	0
	<u>36,375</u>	<u>238</u>	<u>7,199</u>	<u>41,436</u>	<u>182</u>	<u>1,198</u>
発生主義貸出金に 分類された減損貸 付金						
	<u>33,291</u>	<u>0</u>	<u>5,981</u>	<u>38,078</u>	<u>54</u>	<u>966</u>
未収利息不計上貸 付金に分類された 減損貸付金						
	<u>3,084</u>	<u>238</u>	<u>1,218</u>	<u>3,358</u>	<u>128</u>	<u>232</u>

< 中 略 >

2017年12月31日及び2016年12月31日に終了した事業年度において、条件緩和債権残高に係る変動は、以下のとおりである。

< 中 略 >

上記年度の条件緩和債権残高及び償却は、全額民間部門への貸付金に係るものである。2017年12月31日及び2016年12月31日現在、条件緩和債権の件数は、いずれも5件であった。2017年12月31日及び2016年12月31日に終了した事業年度において、リストラクチャリング前の貸付残高は、それぞれ26,571千米ドル及び24,103千米ドルであった。

2017年12月31日及び2016年12月31日現在、条件緩和債権に対する割賦支払いの未納分はない。残高からの未納分は、各条件緩和債権の個別の減損評価において検討される。これらの日付において、減損した貸付金又は不良債権のリストラクチャリングに対する追加的な支出責務はない。

< 後 略 >

< 訂正後 >

< 前 略 >

中米経済統合銀行 財務書類に対する注記

< 中 略 >

(2)重要な会計方針の概要

< 中 略 >

(f)貸付金及び貸倒引当金

< 中 略 >

公共部門

公共部門への貸付けは、加盟国・地域の政府、加盟国・地域の地方又は地方自治体の行政機関、公的機関、資本構成において直接的又は間接的に国又はその他公共団体の株式資本の参加率が過半数を占める団体、機関及び／又は企業、並びに国が経済的に所有又は管理している、又はプロジェクトの金融収支を確保するため直接かつ法的強制力のある金融コミットメントを国が行う、公益プロジェクトを展開する団体に対して行われる。

< 中 略 >

連帯政府保証が付される公共部門に関して、当行は、国際的な信用格付機関（S&P、フィッチ及びムーディーズ）により付与されたそれぞれのカントリー・リスク格付け、国際的な信用格付機関によって提供される債務不履行の可能性に関する入手可能な市場情報、それぞれの事業の実効期限（平均年限）並びにかかる事業に対する政府保証の有無に従って、信用リスクに対するエクスポージャーの性質及びレベルを決定する。

< 中 略 >

民間部門

民間部門への貸付けは、主として、加盟国・地域の借主並びに資本構成において直接的又は間接的に民間部門の株式資本の参加率が過半数を占める団体、機関及び／又は企業に対して行われる。これらの貸付けにおいて、CABEIは、適切と考える保証（抵当権、担保、キャッシュフローの譲渡、信託財産、銀行保証及びクレジット・デフォルト・スワップ等）を取得する。

< 中 略 >

不良債権のリストラクチャリング (TDRs)

貸出条件緩和債権は、借主の悪化する財務状況と同様のリスクを伴う新規の貸付けのために当行が受け入れるであろう条件を下回る条件を規定するように、その当初の契約条件が修正された減損貸付金である。貸付けの契約条件に対する修正には、金利の引き下げ、元本の削減、分割払金の猶予、貸付期間の延長及び経済的損失可能性を最小限にするためのその他の修正等の譲歩が含まれる可能性がある。

貸出条件緩和債権は、修正の時点では一般的に未収利息不計上とされる。

借主が貸出条件緩和債権の新条件を合理的な期間遵守し、貸出条件緩和債権の貸付残高が回収可能であると考えられた場合に、貸出条件緩和債権を発生主義に戻すことができる。

< 中 略 >

(h)固定資産

< 中 略 >

当行は、以下のとおり耐用年数を見積った上で、定額法に基づき、土地を除く固定資産の減価償却を行っている。

< 中 略 >

(3)公正価値及び公正価値オプション

< 中 略 >

() レベル3に分類された公正価値の変動

以下の表は、2017年12月31日及び2016年12月31日に終了した事業年度における当行が公正価値の階層のレベル3に分類した金融商品のロールフォワード（公正価値の変動を含む。）を示している。商品がレベル3に分類される場合、当該決定は、公正価値合計の決定における観察不能な仮定の重要性に基づく。

< 中 略 >

(7)貸付金

< 中 略 >

2017年12月31日及び2016年12月31日現在における経済活動分野別の貸付金の詳細は、以下のとおりである。

	2017年	(単位：千米ドル) 2016年
建設	2,463,427	2,405,998
電力、ガス、蒸気及び空調供給	1,938,671	1,710,607
複合業種	870,695	921,727
金融及び保険事業	353,685	390,822
卸売業及び小売業	297,694	127,241
医療及び社会支援	212,657	205,366

水道業並びに下水処理、廃棄物 管理及び汚染除去	173,621	150,121
農業、牧畜業、林業及び漁業	134,381	113,439
情報及び通信	84,731	104,444
専門的、科学的及び技術的事業	76,322	73,396
製造業	75,455	99,199
運輸及び倉庫	41,082	43,576
宿泊業及び飲食事業	38,393	43,735
不動産	24,436	30,287
教育	25,667	26,103
芸術、エンターテインメント及 びレクリエーション事業	13,634	16,115
行政サービス及び支援事業	7,707	10,936
行政及び社会保障計画	2,571	0
その他事業	0	9
	<u>6,834,829</u>	<u>6,473,121</u>

< 中 略 >

以下の表は、2017年12月31日及び2016年12月31日現在における民間部門に対する減損貸付金を示したものである。

(単位：千米ドル)

2017年						
減損貸付金	投資簿価	未払元本 残高	関連する 引当金	同年度の 平均投資 簿価	減損貸付金 に対する 累積利息	減損貸付金 に対する 回収済利息
貸倒引当金が存在 するもの						
グアテマラ	2,451	0	37	5,662	1	444
コスタリカ	1,184	0	399	1,473	1	105
パナマ	25,041	0	4,468	25,437	77	669
	<u>28,676</u>	<u>0</u>	<u>4,904</u>	<u>32,572</u>	<u>79</u>	<u>1,218</u>
未収利息計上貸付 金に分類された減 損貸付金						
	<u>28,676</u>	<u>0</u>	<u>4,904</u>	<u>32,572</u>	<u>79</u>	<u>1,218</u>

(単位：千米ドル)

2016年						
減損貸付金	投資簿価	未払元本 残高	関連する 引当金	同年度の 平均投資 簿価	減損貸付金 に対する 累積利息	減損貸付金 に対する 回収済利息
貸倒引当金が存在 するもの						
グアテマラ	9,517	0	161	14,976	16	1,122
ホンジュラス	143	0	143	221	3	34
コスタリカ	1,405	238	914	1,448	118	42
パナマ	25,310	0	5,981	24,791	45	0
	<u>36,375</u>	<u>238</u>	<u>7,199</u>	<u>41,436</u>	<u>182</u>	<u>1,198</u>
未収利息計上貸付 金に分類された減 損貸付金						
	<u>33,291</u>	<u>0</u>	<u>5,981</u>	<u>38,078</u>	<u>54</u>	<u>966</u>
未収利息不計上貸 付金に分類された 減損貸付金						
	<u>3,084</u>	<u>238</u>	<u>1,218</u>	<u>3,358</u>	<u>128</u>	<u>232</u>

< 中 略 >

2017年12月31日及び2016年12月31日に終了した事業年度において、貸出条件緩和債権残高に係る変動は、以下のとおりである。

< 中 略 >

上記年度の貸出条件緩和債権残高及び償却は、全額民間部門への貸付金に係るものである。2017年12月31日及び2016年12月31日現在、貸出条件緩和債権の件数は、いずれも5件であった。2017年12月31日及び2016年12月31日に終了した事業年度において、リストラクチャリング前の貸付残高は、それぞれ26,571千米ドル及び24,103千米ドルであった。

2017年12月31日及び2016年12月31日現在、貸出条件緩和債権に対する割賦支払いの未納分はない。残高からの未納分は、各貸出条件緩和債権の個別の減損評価において検討される。これらの日付において、減損した貸付金又は不良債権のリストラクチャリングに対する追加的な支出責務はない。

< 後 略 >